基礎研レポート

国際金融センター実現に向けた日本の取組み

総合政策研究部 研究員　坂田　紘野
(03)3512-1839　sakata@nli-research.co.jp

国際金融センターとしての地位向上を目指す動きが、日本で活発化している。国際金融センターに明確な定義はないものの、一般に、多数の金融機関や投資家等が集積し、世界中から優秀な人材や資金、情報が集まることで金融商品のグローバルな取引がなされている都市、を表すと考えられる。技術の進歩やコロナ禍に伴う環境変化によって、物理的な人材や市場の集積は以前ほど重要ではなくなったとする考えもある。一方で、金融ビジネスにおける人材や市場等の集積に魅力を覚える金融機関や投資家は今なお多い。本稿では、国際金融センターに関する規模や評価を確認した後に、日本の国際金融センター機能の強化に向けた取組みについて概観したい。

1――国際的に見た金融市場

はじめに、定量的な指標から主要な国際金融センターの規模を確認する。国際金融センターとしては、歴史的に有力な金融機関が本拠地を構えるニューヨークやロンドンが広く知られている。しかし、この２都市の国際金融センターとしての強みは異なる。

ニューヨークは米国への企業・産業人材の集積を背景とした米国経済の水準の高さによる投資先の豊かさを強みの一つとする。証券取引所別の株式時価総額の推移を見ると、ニューヨーク証券取引所（NYSE）とナスダック市場の株式時価総額は他の取引所を大きく上回る（図表１）。2020 年 12 月時点の世界全体の株式時価総額約 110 兆ドルのうち、約 43 兆ドルを米国の NYSE とナスダックが占める。また、世界の基軸通貨がドルであることも、ニューヨークの国際金融センターとしての発展を支える。BIS によると、2019 年の外国為替市場取引高の通貨別シェアにおいて、米ドルは 88%を占める（為替取引は２通貨でなされるためシェアの合計は 200%）。

一方、ロンドンは、外国為替市場における取引が盛んな英国において、その中心的な役割を果たす。国際決済銀行（BIS）によると、OTC（店頭取引）による外貨取引は全世界で 2019 年に１日あたり約 8.3 兆ドル行われた。そのうちの約 43%にあたる約 3.6 兆ドルが英国で実施された取引だ。外国為替市場における影響力を有することで、ロンドンは金融市場の仲介者としての強みを発揮している（図表２）。

 | Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

（10億ドル）（図表１）株式市場時価総額推移（各年12月時点）

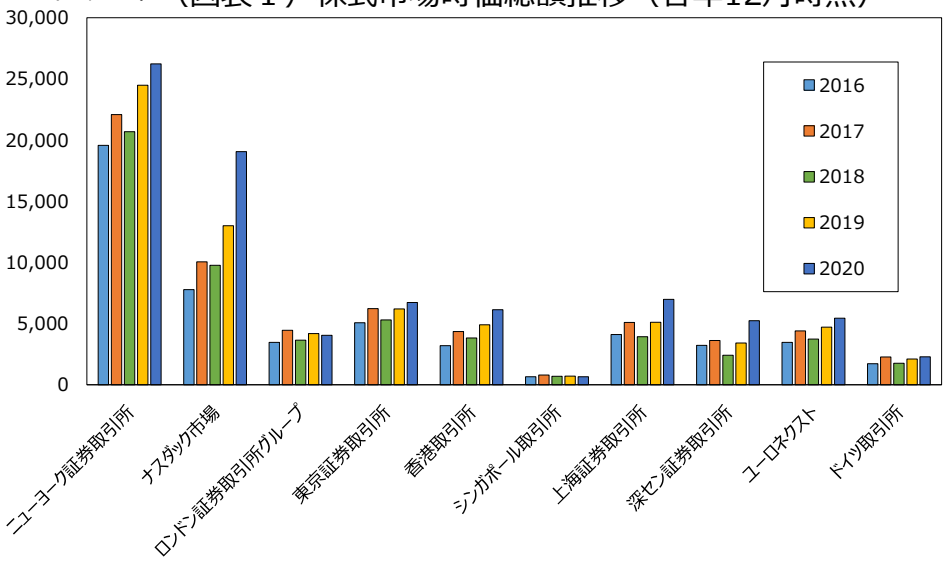

（資料）国際取引所連合（World Federation of Exchanges,WFE）より作成

（10億ドル）（図表２）外貨取引規模（１日平均取引高）

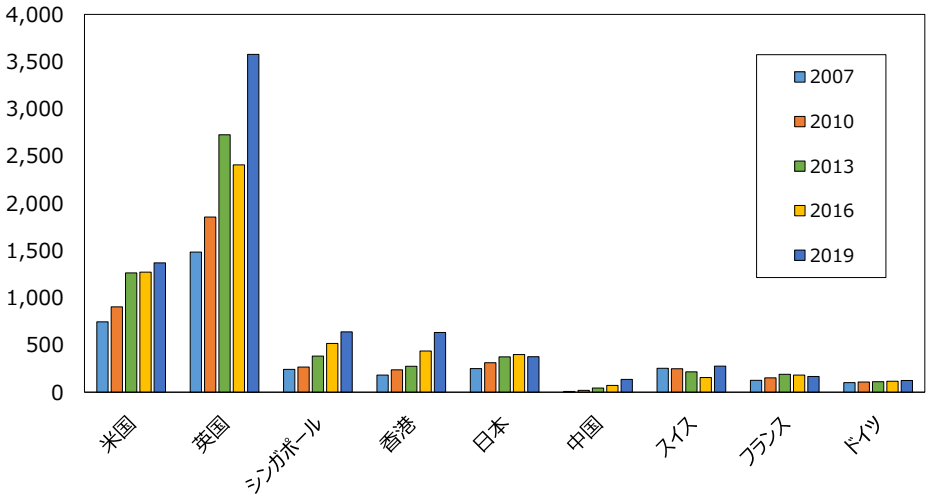

（資料）BIS「Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Over-the-counter(OTC) Derivatives Markets in 2019」より作成

なお、日本は、株式時価総額が約 6.7 兆ドル（東京証券取引所、2020 年）、外貨取引規模は１日あたり約 3,760 億ドル（2019 年）であった。いずれも一定程度の規模を有してはいるものの、アジアの都市の中で優位性を発揮するには至っていない。

2――国際金融センターインデックスランキング

国際金融センターとしての世界の都市の比較に関しては、英国のシンクタンクである Z/Yen グループが年２回公表する国際金融センターインデックス（The Global Financial Centres Index ,GFCI）ランキングが有名だ。GFCI においても、ニューヨークやロンドンは安定した評価を得ている。もっとも、ロンドンは英国の EU 離脱による地位低下が懸念されている。例えば、英国で免許を取得すればすべての EU 加盟国で事業可能となる「シングルパスポート・ルール」が適用されなくなる可能性があるため、フランクフルトやパリなどの都市へ人員や資産を移転する動きが見られる。

日本の都市で最も高評価を得ているのは東京だ。香港、シンガポール、上海といったアジアの他都

 | Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

市とランキングを競う。近年は、ランキング上位のアジアの都市間での順位の変動が大きい。ニューヨークを除く上位都市の点数の差は小さく、国際金融センターの地位をめぐる争いは激しさを増している。トピックとしては、香港における国家安全維持法施行を発端とする政情不安が国際金融センターに与える影響が注目されている。また、シンガポールでは、経済の減速を受けて外国人のビザ取得の厳格化が打ちだされたこと等の規制強化がビジネス環境に与える影響が懸念される。最近の結果では、上海や北京など中国の都市の順位の上昇が目立つ。国際金融センターにおける中国の影響力が強くなりつつある。（図表３）

（図表３）GFCI ランキング　上位推移

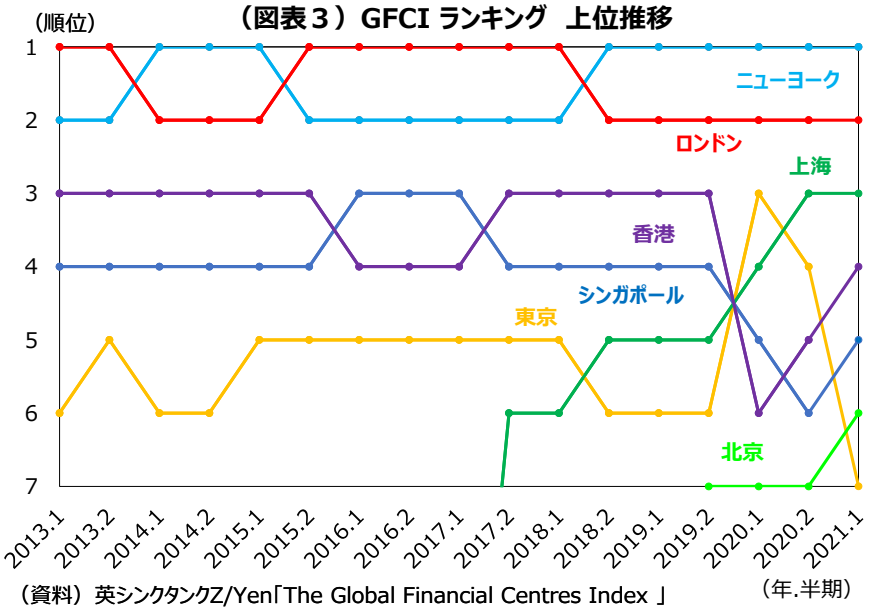

（資料）英シンクタンクZ/Yen「The Global Financial Centres Index 」

GFCI を作成する Z/Yen グループは、国際金融センターの競争力について、「ビジネス環境」「人的資本」「インフラ」「金融セクターの発達」「評判」の５分野に分類し、上位の都市をランキング形式で公表している。税制は「ビジネス環境」に含まれる。東京は多くの分野において、順位が公表される 15 位以内の評価を得ており、一定の評価を獲得していると言える。しかし、アジアの他都市と比較した際には、相対的な下位に位置しているケースが多い。（図表４）

（図表４）GFCIモデルに用いられている競争力の分類

順位	ビジネス環境	人的資本	インフラ	金融セクターの発達	評判
1	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ロンドン	ニューヨーク
2	シンガポール	ロンドン	ロンドン	ニューヨーク	シンガポール
3	ロンドン	シンガポール	上海	シンガポール	ロンドン
4	香港	香港	香港	深圳（深セン）	香港
5	北京	上海	シンガポール	香港	チューリッヒ
6	上海	東京	東京	上海	上海
7	サンフランシスコ	北京	北京	チューリッヒ	北京
8	東京	パリ	アムステルダム	フランクフルト	東京
9	シカゴ	ブリュッセル	チューリッヒ	ソウル	ジュネーブ
10	フランクフルト	ルクセンブルク	ボストン	ロサンゼルス	エディンバラ
11	エディンバラ	ロサンゼルス	フランクフルト	ルクセンブルク	グラスゴー
12	ルクセンブルク	サンフランシスコ	エディンバラ	サンフランシスコ	ダブリン
13	アムステルダム	シカゴ	ジュネーブ	北京	ソウル
14	チューリッヒ	深圳（深セン）	広州	ジュネーブ	ハンブルク
15	ワシントンDC	フランクフルト	ソウル	エディンバラ	パリ

（資料）英シンクタンクZ/Yen「The Global Financial Centres Index 29」（2021年3月）

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

また、GFCI 策定にあたって Z/Yen グループが実施したアンケート調査によれば、国際金融センターの競争力に関わる最も重要なものは何か、という問いに対しては、「ビジネス環境」との回答が最も多い。だが、税制や都市の評判等を重視する回答も多く、各分野においてバランスよく競争力を高める必要があると言えるだろう（図表５）。

（図表５）競争力に影響する要素は何か

順位	項目	回答数	詳細
1	ビジネス環境	509	政治的安定性と法の秩序 制度・規制面の環境 マクロ経済環境 税制・コスト競争力
2	税制	454	
3	評判	406	都市のブランド力・アピール力 イノベーションの水準 魅力・文化多様性 他の都市と比較したポジション
4	インフラ	365	建築インフラ ICTインフラ 交通インフラ 持続可能な発展
5	金融セクターの発達	343	産業集積の深さ・幅広さ 資本の利用可能性 市場の流動性 経済的成果
6	人的資本	305	有スキル人材の利用可能性 労働市場の柔軟性 教育・開発 生活の質

（資料)Z/Yen「The Global Financial Centres Index 29」

3――国内の発言・動向

菅首相は、昨年 10 月の所信表明演説において、「海外の金融人材を受け入れ、アジア、さらには世界の国際金融センターを目指します。そのための税制、行政サービスの英語対応、在留資格の緩和について早急に検討を進めます。」[1]と発言し、国際金融センターを目指すとの方針を改めて示した。

さらに、昨年 12 月に閣議決定された総合経済対策[2]においても、「海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進め」ることで、世界に開かれた国際金融センターの実現を目指すことを明記した。

現在、日本においては、東京、大阪、福岡の３都市が国際金融センターを目指す方針を表明している。

このうち、最も早い時期から構想を打ち出していたのは東京だ。80 年代からしばしば、アジアの金融ハブとして世界に冠たる国際金融都市を目指す、との戦略を打ち出してきていた。近年では、小池東京都知事を中心とした、「国際金融都市・東京」構想が 2017 年 10 月に示されている。現在は、構想策定から約３年を経ての、Brexit、香港の政情不安、新型コロナウイルス等の環境・国際情勢の変化を踏まえた構想の改訂に向けた検討が進められている。

大阪では、11 月に吉村大阪府知事が国際金融都市を目指す方向性を表明したことで、本格的な検討

[1] 首相官邸より
[2] 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年 12 月８日閣議決定）

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

がスタートした。大阪が目指すのは、「エッジを利かせた、特定の項目に集中した特徴のある国際金融都市」[3]だ。大阪は江戸時代に米の先物取引をはじめた、先物取引（デリバティブ）発祥の地だ。この歴史的経緯を活かし、アジアのデリバティブ拠点を目指す。同時に、2025 年の大阪万博を踏まえ、ESG 投資も推進する方針だ。アメリカという大国にありながら、世界最大のデリバティブ取引所という点でニューヨークとは異なる機能を有するシカゴのような、特徴ある国際金融センターを目指すと見られる。

福岡は、アジアに近いという地理的な優位性を活かしたい考えだ。外資系金融機関等の誘致を目指す産官学連携組織「TEAM FUKUOKA」を立ち上げ、一丸となって取り組む方針だ。

これらの各都市の方向性を表にまとめると（図表６）のようになる。

菅首相は、「東京の発展を期待するが、他の地域でも金融機能を高めることができる環境をつくりたい」と発言している。政府はこれらの３都市をまずは競わせる方針だ。

日本が国際金融センターを目指すことの効果としては、①雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資する、②リスク分散を通し、アジアひいては世界の金融市場の災害リスク等に対する強靭性を高める、等が挙げられている。[4]また、各都市は国際金融センターとなることによる地域経済の成長や資産運用・形成への好影響を期待する。

（図表６）各都市の国際金融都市構想

	目指す国際金融都市像	目標	期待する効果	実現に向けた体制
東京	アジアナンバーワンの 国際金融都市の地位を取り戻す	①国内金融市場の活性化 ②インバウンド（海外金融系企業・人材誘致） ③アウトバウンド（都内金融系企業のサービス輸出）　等	①持続的な経済成長の実現 ②都民一人一人の自らの持つ金融資産の有効活用 ③積極的なリスクマネーの供給による成長産業の活性化	・2017年11月「国際金融都市・東京」構想を策定 ・構想策定の環境変化に対応するため、「構想」の改訂を目指す有識者懇談会を立上げ ・官民一体の金融プロモーション組織「東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」の設立
大阪	東京とは異なる個性・機能を持つ エッジの効いた国際金融都市の形成	①万博開催都市（2025年）として、SGDs達成のため、ESG投資を推進 ②大胆な規制緩和による国内外からの運用資金や金融人材等の集積 ③金融事業における最先端技術の社会実装、金融DXによる新たなマーケットの創造 ④アジアのデリバティブ市場をけん引する一大拠点に	①積極的な投資による大阪経済の活性化 ②関連産業の雇用創出 ③府民の資産運用・形成	・2020年11月に吉村大阪府知事が「国際金融都市の実現に向けた挑戦」を行う旨、表明 ・大阪府・市、経済団体で推進組織「国際金融都市OSAKA推進委員会」設立に向け取組む
福岡	東京一極集中の是正 アジアとの地理的な近さを活かす	①新興企業や不動産等に投資する資産運用会社や、フィンテック産業を重点的に誘致する方針 ②南海トラフ地震を視野に、東京・大阪のバックアップ拠点の地位を狙う	①海外マネーによる地域経済の底上げ ②投資の活発化による地元企業の成長促進 ③関連企業や人材の集積	・外資系金融機関などの誘致を目指す産官学一体の推進組織「TEAM FUKUOKA（チーム福岡）」を設立 ・福岡市が、外国企業の進出を支援する窓口を設置

（資料）各種報道等よりニッセイ基礎研究所作成

4――国際金融センターに向けた日本の課題と取組み

国際金融センターに向けた日本の課題としては、①他国と比較して高い税率、②相対的に英語話者が少ないことによる業務進行の難しさ、③個人金融資産の多くが預金・貯金に滞留している状況、④資産運用業やフィンテック産業の誘致・育成、等が指摘される。以下では、各課題及び課題改善に向けた取組みについて概観したい。

1｜税制改正による税の軽減措置の実施

諸外国と比較した際の日本の税負担は重いと考えられており、国際金融センターの実現に向けた課題として指摘されることが多い（図表７）。国際金融センター実現に向けて誘致が望まれる高度金融人材等は、高所得層が多いと考えられる。そのため、税率を下げることで負担軽減を行うことが人材や

[3] 吉村大阪府知事記者会見（2020 年 11 月 18 日）
[4] 金融庁「令和２事務年度　金融行政方針」より（2020 年８月）

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

企業の誘致につながる、という主張が従来よりなされてきた。

（図表７）各国の税率

		日本（税制改正前）	香港	シンガポール	上海（中国）	米国	英国
法人税		29.74%	16.5%（利益のうち200万香港ドルまでは8.25%）	17%	25%	27.98%（カリフォルニア州）	19.0%
所得税		5~45%	2~17%	0~22%	3~45%	17.1~49.7%（連邦税＋州税）	20~45%
金融	株式譲渡益	20%	非課税	非課税	20%	0~20%+州税	10~20%
	配当	10~55%				0~20%+州税	7.5~38.1%
	利子	20%				10~37%＋州・地方政府税	10~45%
相続税		10~55%	非課税（2006年廃止）	非課税（2008年廃止）	非課税	18~40%＋州税	40%

※控除等の条件が異なるため税率の単純比較はできない
（資料）各種資料より作成

このような状況を受け、昨年 12 月 10 日に閣議決定された 2021 年度税制改正大綱において、相続・法人・所得の各税における国際金融都市に向けた税制上の措置が定められ、税負担が軽減されることとなった。具体的には、①相続税：就労等のために日本に居住する「高度専門職」の在留資格を有する外国人が死亡した際に、居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する海外の財産を相続税の課税対象としない、②法人税：投資ファンドなどを含む非上場の非同族会社等が支払う役員報酬を損金算入することを一定の要件の下で認め、実質的に法人税を軽減する、③所得税：日本でファンドマネージャーが自社の運用成果として高額報酬を得た場合、一定の要件の下で総合課税（最高税率 55%（住民税含む））を適用せず、金融所得の分離課税（株式譲渡益、一律 20%）の対象とすることで税率を実質的に軽減する、といった措置が行われる。

海外人材の呼び込みという点から見ると、税の軽減措置が実施されること自体は望ましい流れだと言える。

もっとも、今回の税制改正では、税の公平性の観点から税率そのものの引き下げは行われなかった。所得税の税率引き下げについて、甘利自民党税制調査会長は「そういう（呼び込みたい）人材だけ安く、というのはできない話だ」と発言した。[5]吉村大阪府知事などは法人税や所得税の減税を受けるための「国際金融特区」を要望するが、現在のところ、大きな動きは見られない。

2｜英語化、ワンストップ化の進展によるビジネス環境、生活環境の機能強化

海外で資産運用業等に従事してきた事業者や人材を日本に呼び込むに当たっては、ビジネス環境の整備によって日本国内で事業を行いやすくすることが求められる。政府は、在留資格の緩和やコーポレートガバナンスの改革等の環境改善に取り組む。また、海外から事業者、人材を誘致するにあたっては、言語の壁が大きな課題の一つとなる。国際金融センターとしての機能強化を実現するためには、英語による金融行政の手続を可能とするようなサポートが必要となる。金融庁と財務省は、日本に新規参入する海外ファンドの諸手続きを一貫して英語で対応する「拠点開設サポートオフィス」を今年（2021 年）１月に新設した。新規の海外運用会社等の登録・監督等を英語で実施することで、負担の

[5] 日本経済新聞（令和２年 12 月２日）より

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

軽減を図る。

また、誘致を目指す上では、生活面におけるサポートも重要となる。政府は、外国語対応可能な士業や医療・住居・インターナショナルスクール等に関する情報発信を強化する考えだ。日本における生活全般のワンストップサポートを実施する。

3｜「貯蓄から投資（資産形成）へ」、個人金融資産の潜在性の活用は道半ば

個人（家計）金融資産については、国際金融センター実現に向けた強みと課題を共に有している。強みとしては、日本は約 1,900 兆円と厚い個人金融資産を有する。個人金融資産の厚みは、豊かな市場の存在を意味するため、資産運用事業者や人材を誘致する際の大きな武器となる。菅首相は１月 19 日の施政方針演説において、「1,900 兆円の個人金融資産といった大きな潜在性があり、」と日本の強みの１つとして挙げており、個人金融資産への期待を示している。

しかし、この約 1,900 兆円の日本の個人金融資産の内訳を見ると、過半数にあたる 54%を現金・預金が占めている。個人金融資産の多くが貯蓄に回っている現状が見て取れる。米国、ユーロ圏の個人金融資産における現金・預金の割合が各々13.7%、34.9%であることを考慮すると、[6]日本の貯蓄割合は高いと言える。

さらに、長年の「貯蓄から投資（資産形成）へ」のスローガンにも関わらず、個人金融資産における現金・預金の占める割合はこの 20 年ほとんど変化していない（図表８）。これまで、政府は貯蓄から投資の流れをつくるため、税制優遇や NISA 制度の創設等の施策を行ってきたが、十分な成果が挙げられたとは言い難い。

また、年代別に貯蓄項目の内訳を確認すると、29 歳以下や 30 代といった若年層の保有する金融資産における有価証券の割合が低いことが分かる（図表９）。金融庁が 2016 年に実施した調査によると、有価証券を保有したことがない人のうち、83%の人が有価証券の保有は必要だと思わないと回答した。さらに有価証券投資が必要ないと考える理由として、約 60%が「そもそも投資に興味がないから」と回答している。なお、同調査における若年層（30 代以下）の割合は 30.6%だったが、「そもそも投資に興味がないから」と回答した人における若年層の割合は 34.8%と相対的に高い。[7]

有価証券等のリスクマネーへの投資判断は最終的には個人に委ねられるべきものではあるが、投資判断を行う環境を整える意味でも、若年層をはじめとする層の金融リテラシー向上に向けた施策が求められているといえるのではないだろうか。

---

[6] 日本銀行「資金循環の日米欧比較」（2020 年 8 月 21 日）

[7] 金融庁「国民の NISA の利用状況等に関するアンケート調査（2016 年２月）」（株式会社インテージ委託）（平成 28 年 10 月 21 日）

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

（図表８）家計　金融資産残高　内訳推移

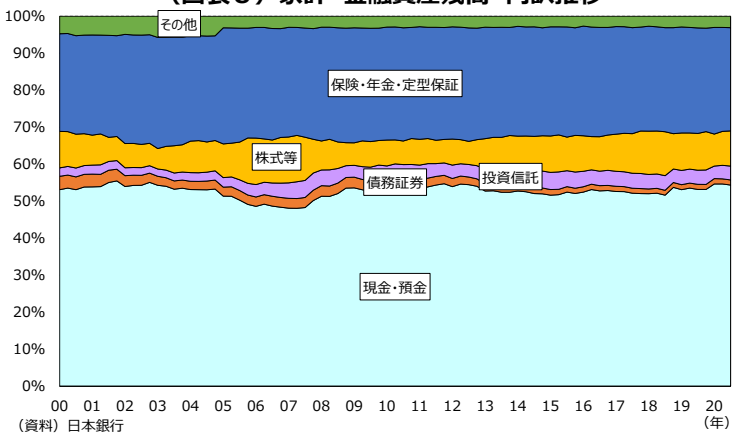

（資料）日本銀行

（図表９）年代別　貯蓄項目内訳

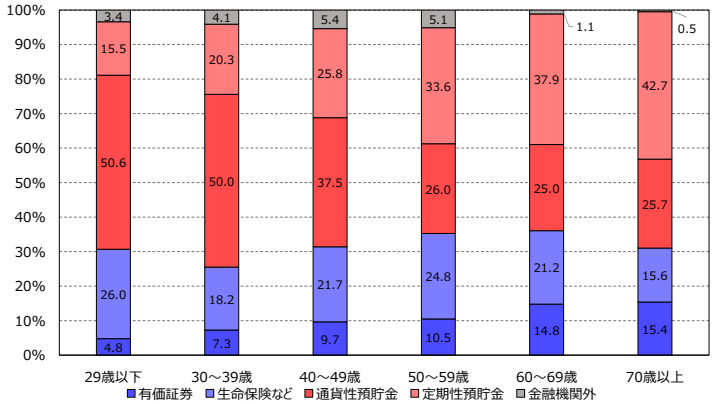

（資料）総務省統計局「家計調査　貯蓄・負債編（２人以上の世帯）」（2019年）

4｜資産運用業、フィンテック産業の誘致・育成

国際金融センターを目指すにあたり、資産運用業[8]やフィンテック産業の発展を掲げる都市は国際的に見ても多い。日本においても、東京が目指す４つの都市像の１つとして、「資産運用業とフィンテック産業の発展に焦点をあてた国際金融都市・東京」を示すように資産運用業やフィンテック産業は重視されている。[9]東京は金融業の活性化に向け、市場に参加するプレーヤーの育成を重視している。

資産運用業の発展のために政府が重視するのは海外の資産運用事業者や人材の誘致・育成だ。現状では資産運用業者数や外国銀行数といった指標において、東京は他国の国際金融センターを競う都市に劣後してしまっている（図表 10）。2017 年の「『国際金融都市・東京』構想」（東京都）は、この状況を指摘した上で、金融機関にとっての東京の魅力低下と、それに伴う都民、国民の資産形成への悪影響を懸念していた。日本株を含むアジア株の運用拠点が東京から香港・シンガポールに移される傾向にあり、人材が流出しているとの指摘はかねてよりなされていた。[10]上に挙げた税制改革等の規制改革やビジネス、生活環境の機能強化や、東京証券取引所の市場区分再編等（2020 年４月開始）の金融資本市場の魅力向上によって資産運用事業者や人材の日本への誘致を図る。大阪や福岡といった都

[8] 内閣府「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年 12 月）においては、「投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業、新設する特例により参入が認められる主として海外の資金を運用する海外事業者に該当する事業者」と定義される。本稿においても同様。

[9] 他の３つの都市像は、「アジアの金融ハブ」「人材、資金、情報、技術の集積」「社会的課題の解決に貢献」（東京都「『国際金融都市・東京』構想」（平成 29 年 11 月））

[10] 日本証券業協会　東京国際金融センターの推進に関する懇談会「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」（2015 年９月９日）

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

市も海外の資産有用事業者の誘致や育成を目指している。各都市が競い合い、魅力向上に努めることで、国内の資産運用業の活性化につながることを期待したい。

（図表10）世界の国際金融都市の状況

		東京	ニューヨーク	ロンドン	シンガポール	香港	上海
GDP（国全体）	（10億ドル	5,712	21,428	2,875	376	373(※香港のみ)	14,732
GDP（後背経済圏）	（10億ドル	–	–	18,501（※英国＋EU）	3,546（※シンガポール＋ASEAN）	15,105（※香港＋中国全体）	–
金融業GDP（国全体）	（10億ドル	240	1,671	198	52	75(※香港のみ)	1,149
金融業GDP比率	（%	4.2（東京：8.0%）	7.8	6.9	13.9	20.0(※香港のみ)	7.8
資産運用業者数	（社	392	約2,000	約1,900	895	1,808	4,721
外国銀行数	（行	55	163	250	128	172	63

（資料）東京都「第２回『国際金融都市・東京』構想に関する有識者懇談会」事務局資料より（令和３年１月29日）

また、フィンテック（FinTech）産業の誘致・育成も重要な要素として指摘されることが多い。フィンテックは、Finance と Technology を組み合わせた造語だ。「金融サービスと情報技術を組み合わせた革新的な動き」などといった意味で用いられる。フィンテック産業によるイノベーションは、競争力の向上につながると考えられる。フィンテック産業の成長促進環境を構築し、フィンテック産業が集積する「ハブ」となることができた都市は、さらに新たな資金・企業・人材等を誘引する好循環（エコシステム）を生み出すことができるためだ。フィンテックが関わる金融サービス分野は、「決済」「保険」「ブロックチェーン」等多岐に渡る。

東京都は 2017 年に公表した「国際金融都市・東京」構想において、①都民が自らの持つ金融資産を有効に活用するために、金融サービスに革新をもたらす先進分野であるフィンテックの成長は不可欠、②IoT、AI、フィンテックといった先進分野に対し積極的にリスクマネーが供給され、産業が活性化されることが東京の成長戦略の中核となる、という視点から国際金融センター実現に際してのフィンテック産業促進の必要性を示している。

上述の Z/Yen グループもまた、フィンテックに注目しており、GCFI 調査の中で同産業への規制をホットトピックに挙げ、フィンテック産業を促進する競争環境を有する都市はどこか、アンケートの結果をランキング形式で公表している。結果の上位には、ニューヨーク、北京を始めとする、米国や中国の都市が多く並ぶ。

なお、GFCI のアンケート調査から Z/Yen グループは、フィンテック産業の競争環境を生み出すために重要な要素として、「金融へのアクセス」「優れた人材の利用可能性の高さ」「ICT インフラ」「イノベーションを促進するエコシステムや産業集積」等を挙げる。

海外においても、フィンテック産業の誘致・育成に向けた取組みが実施されている。例えば、英国は、2018 年３月に「フィンテック・セクター戦略」を発表した。規制緩和や優秀な人材の確保、インキュベーター[11]との提携など、企業のニーズに応えた支援を実施する。政府のコミットを強化し、新たなビジネス機会の創出につなげることも目的とする。シンガポールでは、2020 年８月に中央銀行に相当するシンガポール通貨金融庁が金融機関のフィンテック関連のプロジェクト導入や人材育成に３年

[11] 準備段階または設立間もないベンチャー企業（シード期）の支援を主な対象に、資金援助に加え、オフィススペースの提供や経営ノウハウのアドバイス等も実施し、ソフト・ハード両面からの支援を行う

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

間で約 192 億円を投じると発表した。また、世界最大級のフィンテックイベント「シンガポール・フィンテック・フェスティバル」を 2016 年より毎年開催している。また、中国は 2020 年に上海の自由貿易試験区において、金融機関とハイテク企業によるフィンテック企業設立を支援し、人口知能（AI）などの金融分野への応用や人材育成を後押しすると発表した。

日本においても、①イノベーションハブの設置[12]、②規制サンドボックス制度[13]、等の施策が実施されている。①については、2018 年 7 月に金融庁内に設置された「FinTech Innovation Hub」等が代表的だ。②については、2018 年 6 月より、生産性向上特別措置法に基づく「規制のサンドボックス制度」が創設された。この制度はフィンテック産業のみに限定された制度ではないものの、金融庁からも、現在（21 年 2 月）のところ 3 件が認定されている。CB insights によると、株式出資によるフィンテック産業への日本の合計投資額は、2017 年の 1.6 億ドルから 2019 年には 4.1 億ドルに増加した。一方で、KPMG によると、ベンチャーキャピタル（VC）、プライベート・エクイティ（PE）、合併買収（M&A）による世界全体のフィンテックへの投資総額は、2017 年の約 544 億ドルから 2019 年には約 1,357 億ドルへと大きく増加している。[14]国別に確認しても、ほとんどすべての国において増加傾向が見られる。なお、2018 年の中国の急伸はアント・ファイナンシャルによる大規模資金調達の影響が大きい（図表 11）。

（図表11）FinTechへの投資額（VC、PE、M&A）

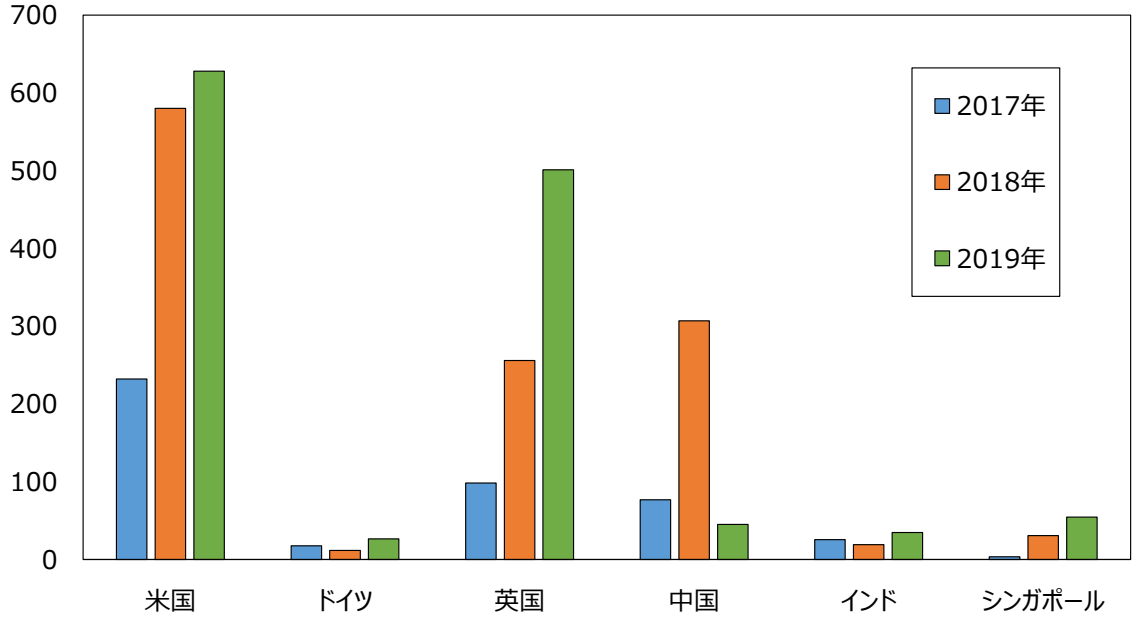

（資料）KPMG「Pulse of Fintech H1 2020」

5――「ラストチャンス」をものにするにはステークホルダーの協力体制が重要

残念ながら、現状、国際金融センターとして日本の都市の今後は、国際的に期待されているとは言い難い。GCFI における Z/Yen グループのアンケート調査における、今後 2、3 年でより重要になると思われる都市はどこかという問いの回答上位に、日本の都市はランクインしていない（図表 12）。

[12] 監督機関による企業等の規制や法的課題等の把握をサポートするための専用窓口
[13] 参加者や期間を限定した上で、企業等が新事業・新技術の実証実験を実施可能とする制度。規制改革のために必要なデータを適切に収集することを大きな目的とする
[14] KPMG「Pulse of Fintech H1 2020」（2020.9）

Copyright ©2021 NLI Research Institute All rights reserved

今後日本が国際金融センターとしての地位を獲得することは、決して簡単とは言えない。

（図表12）今後２、３年でより重要になると思われる都市

順位	都市	国	地域	過去24ヶ月での言及数
1	グジャラート	インド	アジア/太平洋	371
2	ソウル	韓国	アジア/太平洋	217
2	シュトゥットガルト	ドイツ	西ヨーロッパ	217
4	上海	中国	アジア/太平洋	199
5	青島	中国	アジア/太平洋	186
6	シンガポール	シンガポール	アジア/太平洋	164
7	北京	中国	アジア/太平洋	123
8	深圳（深セン）	中国	アジア/太平洋	92
9	広州	中国	アジア/太平洋	87
9	香港	（香港）	アジア/太平洋	87
11	ニューヨーク	米国	北アメリカ	68
12	パリ	フランス	西ヨーロッパ	63
13	ロンドン	英国	西ヨーロッパ	58
14	ドバイ	UAE	中東	46
14	フランクフルト	ドイツ	西ヨーロッパ	46

※背景色付きの都市はアジア・太平洋地域の都市

（資料）Z/Yen「The Global Financial Index 29」（2021年３月）

２月に公表された金融庁資料[15]は、国際金融センターの実現に向けた日本政府としての取り組みを、①金融庁として規制面で利便性向上、②省庁横断で税制面や生活面にも対応、とまとめている。海外の企業、人材等を呼び込む上でこういった取り組みが重要なのは確かだ。しかし、政策の最終的な受益者であるべき国民が、この取り組みによって利益を直接享受することとなるわけではない。そのため、国際金融センターを実現することで、国民がメリットを感じられるまでの道筋を明らかにする必要があるのではないか。具体的には、上述のように「貯蓄から資産形成へ」の流れが進んでいないことを踏まえた金融リテラシー教育を一層進めていく必要があるのではないか。

一方で、各都市の国際金融センター構想の目的は明確だ。いずれの都市も、金融業の誘致による都市の活性化が、住民にとっての利益となると主張する。小池都知事が「金融系の企業や人材を誘致するラストチャンスだというふうに考えておりまして、(後略)」[16]と記者会見で発言したように、激化する国勢金融センター争いへの危機感は強い。「ラストチャンス」ならば一層、国や自治体を始めとする各ステークホルダーが、各都市において現状の正確な認識を行った上で、目指す国際金融センター像を共有化していく必要があると考える。そもそも、「ロンドン、ニューヨークに並ぶ世界に冠たる国際金融都市の実現」を目指す東京と、大阪（東京とは異なる個性・機能を持つエッジの効いた国際金融都市を目指す）、福岡（地域経済のより一層の活性化、生産性の向上、国際化などを期待）の目指す国際金融都市像は必ずしも一致しない。ただ国内で競うばかりではなく、日本全体で金融業を発展させていくには各都市がどのような機能を有していくことが最適なのか、いわばすみ分けの議論が、諸外国との国際金融センターをめぐる争いの中では必要なのではないだろうか。その上で、ステークホルダーが協働して、国際金融センター実現に取り組むことが求められるだろう。

[15] 金融庁 HP「世界に開かれた国際金融センターの実現について」（令和２年２月）
[16] 東京都 HP「知事記者会見」（令和２年 10 月 16 日）

（お願い）本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。